

工事請負契約及び設計・工事監理業務委託契約に係る最低制限価格の算定方法について

工事請負契約及び設計・工事監理業務委託契約に係る最低制限価格の算定方法を、大阪市の「工事請負契約に係る最低制限価格設定基準」及び「測量・建設コンサルタント等に係る最低制限価格設定基準」の見直しに準じて変更します。

適用時期

平成 23 年 4 月 1 日以後に開札される入札